

豚熱の感染確認区域における有害捕獲の際の防疫措置等

(令和4年1月14日現在)

(※…感染確認区域においてイノシシ以外の有害捕獲を行う際も実施を依頼する内容)

1 感染確認区域で捕獲したイノシシ及びイノシシ肉の取り扱い

感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として感染確認区域外に持ち出さないでください。

- (1) イノシシを感染確認区域内で運搬する際は、消毒薬（オスバン等の逆性石鹼、消毒用アルコール等 以下同じ）の噴霧により死体を消毒し、血液等が漏出しないようビニールで密封する。血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとる。
- (2) イノシシの肉等を利用する場合は、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わない。解体は現地または現地付近の適切に管理された解体場所において実施し、イノシシ肉のみを密封容器に入れて持ち帰る。解体の際には、イノシシの残渣や内臓が河川等の環境中に流出することのないよう、十分に注意する。
- (3) 持ち帰ったイノシシの肉等を廃棄する場合は、煮沸や電子レンジにより、中心部まで加熱した上で廃棄する。また、容器はしっかり洗い、消毒した上で廃棄する。

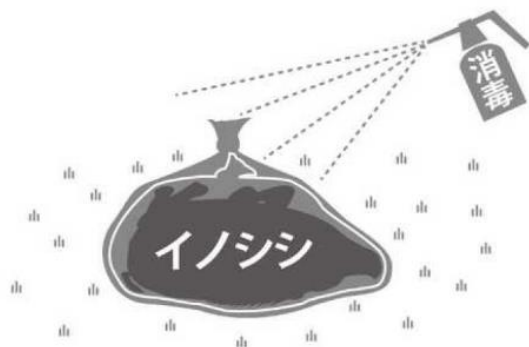
感染確認区域外の焼却施設に死体を運搬する際の防疫措置

感染確認区域内から感染確認区域外の焼却施設へ持ち込む必要がある場合は、次の事項に留意し、適切な処理を進めてください。

- 1 運搬する前に消毒薬の噴霧により死体を消毒し、ビニール袋やブルーシートで2重に密封する。
- 2 ガムテープで留める等の措置を行い、血液や糞便等が漏れ出さないようにする。
- 3 ビニール袋やブルーシートの表面を消毒してから運搬する。
*使用したビニール袋やブルーシートは、死体と一緒に焼却するなど、適切に処分する。



ブルーシート等で二重に包む



イノシシを包んだビニール袋等の表面を消毒する

(出典)CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月 環境省、農林水産省）

2 消毒

イノシシの死体、捕獲場所周辺、衣類・靴、わな等捕獲器具、車両、手指、廃棄物等の適切な処理・消毒を実施してください。

(1) イノシシの死体・捕獲場所周辺

- ・死体（解体した残渣を含む）を埋却する場合、野生動物が掘り返したりしない程の深さに穴を掘り、消石灰を散布する。死体及び埋却した土の表面にも消石灰を散布する。
- ・止めさした地点の半径 1m 範囲についても、消毒薬を地面が湿るまで噴霧する（血液や糞便等が付着した地点等も同様）。

(2) 衣類・靴

- ・イノシシの捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴を脱ぎ、他の衣服及び靴に交換する。脱いだ上着及び靴については、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、消毒薬を噴霧した上、ビニール袋等で密封し、持ち帰った後に洗濯、洗浄を実施する（上着及び靴以外にも可能な限り同様に消毒する）。
- ・イノシシ以外の鳥獣の捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴からブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒薬を噴霧する。特に靴底は作業の都度、必要に応じて消毒する。※

(3) その他の使用器具（わな等）

捕獲に使用したわな等の器具は、捕獲場所にて消毒薬にひたすか、消毒薬を噴霧し、次に使用する際には水でよく洗浄する。※

(4) 車両（タイヤ、荷台、足マット等）

駐車場所を離れる前に、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、消毒薬を噴霧する。タイヤは、作業現場及び未舗装エリアの出口でも同様に消毒する。※

(5) 手指等

2 (1) ~ (4) の作業後に、消毒薬で手指や汚れを落とすのに使用したブラシ等を消毒する。※

(6) 廃棄物

廃棄物は新しいゴミ袋に密封し、袋ごと消毒液で消毒後、各自治体のルールに従い適切に処分する。※

3 捕獲従事後の立入自粛

当面の間、養豚場への立入を控えてください。

(1) 養豚場

豚熱感染イノシシを扱った作業者が管理する養豚場で豚熱が発生した事例があるため、感染確認区域で捕獲を行った者は、当面の間、養豚場への立入を控える。※

（やむを得ず立ち入る場合は、養豚場経営者と現地立入に係る申し合わせを行うと共に、防疫措置に係る十分な配慮を行う。）

(2) 感染確認区域外の山林

感染確認区域で捕獲を行った者は、その後、感染確認区域外の山林への立入が必要な場合（特に有害捕獲や、県が委託するシカ管理捕獲への参加等）、衣類・靴、わな等捕獲器具、車両によりウイルスを運ばないように、別のものを使うか、十分な消毒を行う。※

4 死亡したイノシシ等に係る通報協力

死亡したイノシシを見かけた際はご一報ください。

死亡イノシシ（捕獲個体を除く）を発見した場合、県が豚熱及びアフリカ豚熱（ASF：豚熱とは別の疾病）の確認検査を実施するため、次の連絡先へ連絡する（衰弱個体発生等の異常な状況を発見した際も同様）。※

連絡先

（県央地区の場合） 県央地域県政総合センター環境部環境調整課 (046)224-1111（代表）

（県西地区の場合） 県西地域県政総合センター環境部環境調整課 (0465)32-8000（代表）

（湘南地区の場合） 湘南地域県政総合センター環境部環境調整課 (0463)22-2711（代表）

（横須賀三浦地区の場合） 横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課
(046)823-0210（代表）

（出典）

環境省「野生イノシシにおける CSF(豚熱)の確認に伴う環境省の対応について」

https://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection_swine.html

感染確認区域（令和4年1月14日現在）

・神奈川県内では次の区域を豚熱の感染確認区域とします。

相模原市中央区	全域	相模原市南区	上鶴間本町、鶉野森を除く	全域	相模原市緑区	全域	平塚市	袖ヶ浜、高浜台、夕陽ヶ丘、久領堤、札場町、幸町、千石河岸、須賀、榎木町、馬入本町を除く	全域	小田原市	江之浦を除く	全域	茅ヶ崎市	萩園	秦野市	全域	厚木市	全域	大和市	中央林間西	伊勢原市	全域	海老名市	東柏ヶ谷を除く	全域	座間市	さがみ野を除く	全域	南足柄市	全域	綾瀬市	小園、小園南、早川、綾西	寒川町	田端、一之宮、岡田、宮山、倉見	大磯町	全域	二宮町	全域	中井町	全域	大井町	全域	松田町	全域	山北町	全域	開成町	全域	箱根町	全域	湯河原町	宮上、鍛冶屋	愛川町	全域	清川村	全域
---------	----	--------	--------------	----	--------	----	-----	---	----	------	--------	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	-------	------	----	------	---------	----	-----	---------	----	------	----	-----	--------------	-----	-----------------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	--------	-----	----	-----	----

・最新の感染確認区域については、県 WEB サイト

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/csf/index.html>) に掲載しています（下の二次元バーコードからもアクセスできます）。

・感染確認区域の解除の時期や条件については、感染の拡大状況等を踏まえて、別途お知らせします（同 WEB サイトへも掲載します）。

